

第5号様式（第12条関係）
芽室許可第1-60号指令

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西23条北4丁目1番地2
氏 名 有限会社 タナベ
代表取締役 田 邊 宏 様

令和2年3月18日に申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理 最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	家屋解体工事に伴う一般廃棄物・遺品等 に限る 伐根・草木・ボサなど
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社 タナベ 代表取締役 田 邊 宏
許 可 期 間		令和 2年 4月20日から 令和 4年 4月19日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		芽室町全域
許 可 条 件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター 帯広市空港南町南11線西32番1ほか 山口重機有限会社 南町処理場
	そ の 他	上記以外の搬入の際は、別途協議する

令和 2年 3月30日

芽室町長 手 島

